

第 28 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

東大和市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４３条第２項中「第６６条の７第４項及び第１０項」を「第６６条の７第５項及び第１１項」に改める。

第４８条の２の見出し及び同条第１項中「第３４９条の３第２８項」を「第３４９条の３第２７項」に改め、同条第２項中「第３４９条の３第２９項」を「第３４９条の３第２８項」に改め、同条第３項中「第３４９条の３第３０項」を「第３４９条の３第２９項」に改める。

第８２条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項（法第４６９条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）」に、「第１６条の２の３」を「第１６条の２の３第２項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第８４条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第１６条の２の３第１項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第８４条第１項中「第８２条第２項」を「第８２条第３項」に改める。

付則第１０条の２第２項を削り、同条第３項中「附則第１５条第２項第６号」を「附則第１５条第２項第５号」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２６項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項中「附則第１５条第３０項第１号」を「附則第１５条第２７項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項中「附則第１５条第３０項第２号」を「附則第１５条第２７項第２号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「附則第１５条第３０項第３号」を「附則第１５条第２７項第３号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第１０項中「附則第１５条第３１項第１号」を「附則第１５条第２８項第１号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「附則第１５条第３１項第２号」を「附則第１５条第２８項第２号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「附則第１５条第３３項第１号イ」を「附則第１５条第３０項第１号イ」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「附則第１５条第３３項第１号ロ」を「附則第１５条第３０項第１号ロ」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を削り、同条第１５項中「附則第１５条第３３項第１号ニ」を「附則第１５条第３０項第１号ハ」に改め、

同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第27項を同条第24項とする。

付則第18条の9を削る。

付則第18条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を付則第18条の9とする。

付則第18条の11（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を付則第18条の10とする。

付則第18条の12を付則第18条の11とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。